



# 島根県報

平成18年 2 月 3 日 (金)  
第 1,748 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

公職選挙法に基づき設置するポスター掲示場等についての道路の占用の許可に関する権限の委任規則を廃止する規則 (道路維持課) 2

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害者福祉課) 2

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農業経営課) 3

換地計画書の縦覧 (2 件) (農村整備課) 3

保安林の指定 (6 件) (森林整備課) 4

解除予定保安林 ( " ) 6

保安林予定森林 ( " ) 7

指定漁船調書の縦覧 (水産課) 7

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (2 件) (用地対策課) 8

道路の区域の変更 (道路維持課) 10

道路の位置の指定 (建築住宅課) 11

島根県営住宅 (東部) の指定管理者の指定 ( " ) 12

島根県営住宅 (西部) の指定管理者の指定 ( " ) 12

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 13

建設業法の規定に基づく営業の停止 (土木総務課) 13

### 特定調達公告

島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る一般競争入札の実施 (医療対策課) 14

M R I 画像診断システム調達及びメンテナンス業務に係る総合評価一般競争入札

の落札者等 ( " ) 16

島根県公共工事積算共同利用システムの開発業務及び運用業務に係る随意契約の

相手方等 (技術管理課) 17

### 教委規則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則 (高校教育課) 17

### 公安告示

警備業務に係る検査合格者審査の実施 18

### 正 誤

平成18年 1 月 20 日付け島根県報第1,744号中 (森林整備課) 20

### 公布された条例等のあらまし

公職選挙法に基づき設置するポスター掲示場等についての道路の占用の許可に関する権限の委任規則を廃止す

る規則(規則第5号)

1 規則の概要

公職選挙法に基づき設置するポスター掲示場等についての道路の占用の許可に関する権限の委任規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公職選挙法に基づき設置するポスター掲示場等についての道路の占用の許可に関する権限の委任規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第5号

公職選挙法に基づき設置するポスター掲示場等についての道路の占用の許可に関する権限の委任規則を廃止する規則

公職選挙法に基づき設置するポスター掲示場等についての道路の占用の許可に関する権限の委任規則(昭和40年島根県規則第27号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第84号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ホットケアセンター	介護プラン ほっと	浜田市朝日町1518番地 グランディ 朝日 2階A	平成18年 2月1日

島根県告示第85号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ニチイ学館	居宅介護	アイリスケアセンターあかがわ	雲南市大東町仁和寺1918 - 7	平成18年 1月5日
株式会社 ニチイ学館	居宅介護	アイリスケアセンター浜田	浜田市田町1681小川ファミ リービル1F	平成18年 1月5日

## 島根県告示第86号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

## 附 則

- この告示は、平成18年 2 月 3 日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年 1 月26日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（吉田）地区大迫女鹿山工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧の期間  
平成18年 2 月 3 日から21日間
- 縦覧の場所  
雲南市役所

## 島根県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（吉田）地区本郷後山工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年2月3日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字寺ノ向748 - 1、字峯谷754 - 1、字廻谷2612 - 2、字縄手ノ空2613、字堂ノ空2614 - 1、2614 - 3、2615、2616、字峯峠2618 - 2、2618 - 3、2620 - 1、2620 - 2、2621、字土屋2622、2623

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ863 - 4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第91号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

##### 1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1400 - 1、1406、1407 - 1、1407 - 2、1407 - 3

##### 2 指定の目的

水源のかん養

##### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第92号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

##### 1 保安林の所在場所

安来市田頼町字角山1372、1373、1373内 1

##### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

##### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町東比田2553

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

八束郡東出雲町大字須田字荒石1796 - 23

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第95号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
簸川郡斐川町大字神庭字神庭谷1577 - 9
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 島根県告示第96号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市大社町修理免字亀之助谷1612 - 1 から1612 - 3 まで、字谷尻1791 - 3、字亀之助谷東平1794、字亀之助谷西平1795 - 1、1795 - 3、大社町杵築東字亀之助谷3111
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第97号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
出雲市多伎町口田儀60 石飛 正  
" " 小田951 石飛 進  
" " 久村1816 - 3 森山 正康
  - (2) 加入区  
多伎町加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第98号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄田信義

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

松江市立鹿島学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市鹿島町名分字霜露地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

松江市立鹿島学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、電源立地地域対策交付金及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、地方公共団体が学校給食を提供する施設を整備しようとするものであり、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、松江市が、鹿島町内の幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒に給食を提供している現在の給食センターを、H A C C P（ハサップと呼ばれる、安全な食品をつくるための衛生管理の方法）の概念を取り入れたオール電化・ドライ方式（厨房床面が常に乾燥している方式）の施設に建て替えようとするものである。

現在の施設は、ウエット方式（厨房床面が流水により常に湿潤している方式）であるが、この方式は、厨房床の水



分が食中毒を引き起こす細菌増殖の原因となり得ることから、衛生管理に多大な手間を費やしており、職員の負担も精神的・肉体的に大きくなっている。なお、学校給食施設については、厚生労働省及び文部科学省は、より衛生的なドライ方式の施設に改修することを指導している。

また、昭和44年に建設されていることから施設の老朽化が進み、維持経費の負担も大きくなっている。

以上の状況から、本件事業を実施する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

松江市教育委員会（学校給食課）

---

島根県告示第99号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

雲南市

2 事業の種類

吉田町地区農業集落排水資源循環統合補助事業（処理施設建設）

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市吉田町吉田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

吉田町地区農業集落排水資源循環統合補助事業（処理施設建設）（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第 3 条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、法第20条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である雲南市は、交付金、下水道債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 本件事業により得られる利益は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水や汚泥を処理することにより、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質

が保全されることである。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、雲南市が、旧吉田村時代の平成9年度に策定した「第4次吉田村総合振興計画」の中で、「居心地のよい村づくり」を基本目標の一つに掲げ、その施策として下水道整備事業を進めることとしており、これに基づき雲南市吉田町地区内に農業集落排水処理施設の建設を行おうとするものである。

雲南市吉田町地区においては、約9割の世帯が「汲取り式トイレ」であり、生活雑排水は直接集落内の水路（排水路）へ流される状況であるため、河川上流への汚水流入を原因とした水質汚濁による、農作物の育成障害・農業用排水路の機能低下等、農村生活環境への影響が懸念されるため、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的であると考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（総務課）

島根県告示第100号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱244番3地先から同245番1地先まで	前	メートル 8.00～ 15.00	メートル 130.00	道路改良工事 拡幅
			後	15.00～ 50.00	130.00	
			前 A	5.00～ 32.00	3,191.00	道路改良工事

"	"	邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで	後 A	5.00~32.00	3,191.00	川本土木建築事務所	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  トリプルウェイ
			B	8.00~80.00	2,175.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで	C	10.00~41.00	115.00		
"	"	邑智郡美郷町湯抱395番4地先から同町別府536番4地先まで	前	A	6.00~36.00	843.00	道路改良工事  左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。  トリプルウェイ
		邑智郡美郷町湯抱395番4地先から同町別府643番1地先まで		B	6.00~24.00	240.00	
		邑智郡美郷町湯抱393番2地先から同町別府536番4地先まで		C	12.00~61.00	696.00	
		邑智郡美郷町湯抱395番4地先から同町別府536番4地先まで	後	A	6.00~36.00	843.00	
		邑智郡美郷町湯抱395番4地先から同町別府643番1地先まで		B	6.00~32.00	240.00	
		邑智郡美郷町湯抱393番2地先から同町別府536番4地先まで		C	12.00~61.00	696.00	
"	431号	松江市手角町字川島477番4地先から同町字中坪485番3地先まで	前	A	8.00~30.00	85.00	交通安全工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 拡幅及びダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	14.50~17.50	100.00	
			後	A	12.50~30.00	85.00	
"	"	松江市手角町字中坪485番3地先から同町字町後78番1地先まで	前	7.00~42.00	1,227.50	松江土木建築事務所	交通安全工事
			後	13.00~60.00	1,227.50		拡幅
県 道	松江島根線	松江市鹿島町上講武字杣谷1968番1地先から同所字家床前1669番地先まで	前	11.00~46.00	808.00	交通安全工事  拡幅	
			後	13.00~76.00	808.00		
"	御津東生馬線	松江市鹿島町御津791番1地先から同762番4地先まで	前	9.20~12.00	82.00	道路改良工事	
			後	12.00~21.50	82.00	拡幅	

島根県告示第101号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の位置  
江津市嘉久志町イ646 - 1 一部、同イ652 - 1、同2139 - 1 一部、同2139 - 1 先
- 2 道路の幅員  
4.00～7.14メートル
- 3 道路の延長  
34.90メートル
- 4 位置標示方法  
別紙図面図示位置に、コンクリート側溝及び金属板を設置して標示する。
- 5 指定の年月日及び番号  
平成18年1月26日第3号

備考

別紙図面は、浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

---

島根県告示第102号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第55号）附則第3項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県営住宅及び県営住宅の共同施設（松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、八束郡東出雲町、飯石郡飯南町及び簸川郡斐川町地内）
- 2 指定管理者  
松江市殿町111番地 島根県住宅供給公社
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から3年間

---

島根県告示第103号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第55号）附則第3項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成18年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県営住宅及び県営住宅の共同施設（浜田市、益田市、江津市、鹿足郡津和野町及び同郡吉賀町地内）
- 2 指定管理者  
松江市殿町111番地 島根県住宅供給公社
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から3年間

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 2 月 3 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 だんだん

3 代表者の氏名

田中久夫

4 主たる事務所の所在地

隠岐郡海士町大字海士1490番地

5 定款に記載された目的

この法人は、海士町共同作業所さくらの家、グループホームあまの里の支援を中心に、障害を持つ人が自立した日常生活、社会生活活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第 29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 処分をした年月日

平成18年 1 月27日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

株式会社 豊洋建設

(2) 主たる営業所の所在地

松江市西川津町2108 - 3

(3) 代表者の氏名

木村 直樹

(4) 許可番号

島根県知事許可（特 - 17）第1033号

## 3 処分の内容

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事に関する営業のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの。

イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等に交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

（「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）

## (2) 期間

平成18年2月4日から平成18年5月4日まで

## 4 処分の原因となった事実

## 刑法違反（贈賄罪）

株式会社豊洋建設の元代表取締役は平成15年9月26日、同社事務所において、島根県土木部松江土木建築事務所工務第一課長（当時）に対し、島根県が発注する公共工事の指名選定等に関し、便宜な取り計らいを受けたい趣旨の下に、同社振出名義の額面120万円の小切手を無利息、無担保で貸与し、また、同年10月下旬ころ、松江土木建築事務所において上記松江土木建築事務所工務第一課長に対し、同県が発注し、同人が業者選定を行う公共工事の指名競争入札参加業者に同社を指名する際には特定の業者を指名しないよう取り計らいを受けたい旨請託し、平成16年1月13日、同社事務所において、同県の発注する公共工事の指名選定等について便宜な取り計らいを受けるとともに上記請託の謝礼として同社振出名義の額面100万円の小切手を無利息、無担保で貸与し、贈賄を行った容疑で平成17年11月28日に逮捕、12月9日に起訴された。

これらに対して、元代表取締役は12月9日に松江簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、12月27日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

---

## 特 定 調 達 公 告

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年2月3日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

## 1 調達内容

## (1) 購入等件名及び数量

ア ジェノトロピン5.3mg（5.33mg 1筒）1,640筒

イ オムニパーク300シリンジ（64.71% 100mL×5筒/箱）965箱

ウ リュープリン注射用3.75（3.75mg 1瓶）1,245瓶

エ ノルディトロピンノルディフレックス注10mg（10mg 1筒）521筒

オ ヒューマトロープC 6mg（6mg 1筒）540筒

カ ペグイントロン皮下注射100μg（100μg 1瓶）2,540瓶

キ レベトールカプセル200mg（200mg 140カプセル）373箱

ク タキソール注100mg（16.7mL 1瓶）980瓶

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期間

平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで

## (4) 納入場所

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

## (5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付するので、入札書にそれぞれの単価を記載すること。入札書に記載する金額は、支払いの際、落札価格に消費税及び地方消費税相当分 5 パーセントを加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を支払い代金とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きで記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等(平成16年島根県告示第878号)に定める参加資格を有するものであること。
- (3) (2)の中分類の医療薬品類について、A等級に格付けされている者であること。
- (4) 薬事法に基づいて、医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 本公告に示した物品を島根県立中央病院長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693 - 8555 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ

電話 (0853) 30 - 6431

- (2) 入札説明書の交付方法

入札説明会の際に交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成18年 3 月10日 午後 3 時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階 会議室 2

- (4) 入札書の受領期限

平成18年 3 月27日午前10時(郵送による入札にあつては、平成18年 3 月24日午後 5 時)

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年 3 月27日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階 会議室

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院から当該書類に関し説明を求めら

れた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased:

Genotropin 5.3 mg (5.33 mg 1 syringe), 1640 syringes

Omnipaque 300 Syringe 1 case (64.71% 100 ml 5 syringes), 965 cases

Leuplin for Injection 3.75 (3.75 mg 1 vial), 1245 vials

Norditropin Nordiflex 10 mg (10 mg 1 syringe), 521 syringes

Humatrope C6 mg (6 mg 1 syringe), 540 syringes

PegIntron hypodermic Injection 100 µg (100 µg 1 vial), 2540 vials

Rebetol capsule 200 mg (200 mg 140 capsule), 373 cases

Taxol Injection 100 mg (16.7 ml 1 vial), 980 vials

(2) Application Due: 10:00 AM 27 March 2006. (Applications by mail must be arrived at Centrai Hospital by 5:00 PM 24 March 2006.)

(3) Contact point for the notice: Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan TEL (0853) 30-6431

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年2月3日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称

MRI画像診断システム調達及びメンテナンス業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成17年11月25日

4 落札者の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社山陰支店 支店長 伊東淳司 島根県松江市朝日町484番地16

5 落札金額

ア 調達 196,213,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ メンテナンス 88,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）



- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成17年 9 月30日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量  
島根県公共工事積算共同利用システムの開発業務及び運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成17年12月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
e - しまね公共工事積算共同企業体  
構成 （代表）株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 黒田高史 松江市学園南二丁目10番14号  
富士通株式会社島根支店  
株式会社マツケイ  
株式会社島根情報処理センター  
株式会社コンピュータ・コンサルタント  
株式会社マイメディア
- 5 随意契約に係る契約金額  
233,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号の規定による。
- 8 提案競技の実施について公告を行った日  
平成17年 8 月19日

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 2 月 3 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第 1 号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項の表中

連携型高等学校	連携型中学校
島根県立飯南高等学校	飯南町立赤来中学校 飯南町立頓原中学校
島根県立吉賀高等学校	吉賀町立吉賀中学校 吉賀町立六日市中学校 吉賀町立蔵木中学校
島根県立邑智高等学校	美郷町立邑智中学校

を

連携型高等学校	連携型中学校
島根県立飯南高等学校	飯南町立赤来中学校 飯南町立頓原中学校
島根県立吉賀高等学校	吉賀町立吉賀中学校 吉賀町立六日市中学校 吉賀町立蔵木中学校 吉賀町立柿木中学校

に

改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第10号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「新検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成18年2月3日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級

- (1) 施設警備業務 2級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級
- (3) 貴重品運搬警備業務 2級
- (4) 空港保安警備業務 2級
- (5) 交通誘導警備業務 2級

2 検定合格者審査の実施日時

- (1) 1(1)に係る審査 平成18年3月10日（金） 午前8時30分から午後0時まで
- (2) 1(2)に係る審査 平成18年3月10日（金） 午前8時30分から午後0時まで
- (3) 1(3)に係る審査 平成18年3月10日（金） 午前8時30分から午後0時まで
- (4) 1(4)に係る審査 平成18年3月10日（金） 午後1時30分から午後5時まで
- (5) 1(5)に係る審査 平成18年3月10日（金） 午後1時30分から午後5時まで

3 検定合格者審査の実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とし、次の科目について行う。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 警備業務の実施に関すること。
  - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査対象者(以下「審査対象者」という。)及び定員

次のとおりとする。ただし、新検定規則附則第7条第2項の規定に該当する者を除く。

(1) 1(1)の審査対象者及び定員

新検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 40人

(2) 1(2)の審査対象者及び定員

旧検定規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人

(3) 1(3)の審査対象者及び定員

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 20人

(4) 1(4)の審査対象者及び定員

旧検定規則第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 20人

(5) 1(5)の審査対象者及び定員

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 50人

6 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年2月13日(月)から同年2月24日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書(新検定規則附則別記様式) 1通

イ 添付書類

㍑ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

㍒ 旧検定規則第8条の規定による合格証(以下「旧合格証」という。)の写し 1通

㍓ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通

㍔ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面(旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。) 1通

㍕ 代理人が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状 1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

㍑ 旧合格証の交付申請を行った警察署

㍒ 住所地(島根県内に限る。)を管轄する警察署

㍓ 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地(島根県内に限る。)を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

㊦ 住所地を管轄する警察署

㊧ 営業所の所在地を管轄する警察署

7 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

8 持参品

検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正

誤

平成18年1月20日付け島根県報第1,744号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から4	、2505 - 12	から2505 - 14まで、2508 - 8、2509 - 13、 2509 - 14、2510 - 16から2510 - 22まで